

## 第4回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日(金) 午後3時00分～3時35分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太  
農業振興課 主任 唐澤 友樹
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第 13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上権)
    - 議案第 14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 15号 農用地利用集積計画(案)の決定について
  - 第3 報告
    - 報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第4回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第4回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番島田信成委員、同じく8番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）は、議案第14号、農地法第5条第1項の3番と関連がありますので、そちらで一括審議します。</p> <p>議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年10月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
8番（高田）	<p>8番高田です。10月5日に事務局と3班で行いました。申請地は大字藤川字村東地内、案内図は資料4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。</p> <p>申請地の南は太陽光発電用地、北側と東側は農地でした。周辺には住宅があり、農地区分は第2種農地と判断されます。雑草やごみ処理の問題等、近隣で土地の管理上の問題が起きている事例がありますので、注意を払っていた</p>

8 番 (高田)	<p>だきたいと思います。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2 番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8 ページから11 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10 番 (大川)	<p>10 番大川です。10 月5 日に事務局と3 班で行いました。申請地は大字秋妻字下川原地内、案内図は資料8 ページ、付近状況図は9 ページを参照してください。</p>
	<p>申請地は第2 種農地と判断されます。3 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>3番については議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）の1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、12ページから15ページを参照してください。</p> <p>続きまして議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年10月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番（横山）</p>	<p>1番横山です。10月5日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。</p> <p>申請地は東側が町道に面しており、第1種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当と思われますが、最終的な判断は県に委ねたいと思います。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案の通り許可相当と思われるが、最終的な判断は県に委ねるという意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。先に議事日程と併せて配布いたしました、令和2年度11月農用地利用集積計画（案）について、農業振興課より説明をお願いします。</p>
<p>農業振興課 （唐澤）</p>	<p>（農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の見直しについて説明）</p> <p>それでは令和2年度11月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積概要をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。</p> <p>次に、令和2年11月1日現在利用権設定状況（予定）をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で1.15%の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地</p>

事務局(國府田)

転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年10月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については16ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長(天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第4回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年11月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 島田 信成

委員 高田 洋子